

令和 8 年 9 月 4 日招集

令和 8 年大船渡市議会第 3 回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
報告第 1 号	放棄した債権の報告について
認定第 1 号	令和 7 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	令和 7 年度大船渡市下水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号	令和 7 年度大船渡市水道事業会計決算の認定について
議案第 1 号	大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	大船渡市 Y・S センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	令和 8 年度大船渡市一般会計補正予算（第 5 号）を定めることについて
議案第 5 号	令和 8 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
議案第 6 号	令和 8 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）を定めることについて
議案第 7 号	令和 8 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
議案第 8 号	令和 8 年度大船渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
議案第 9 号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第 10 号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

番 号	件 名
議案第11号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第12号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第13号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第14号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第15号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第16号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第17号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第18号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第19号	大船渡市教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
議案第20号	大船渡市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

報告第 1 号

放棄した債権の報告について

大船渡市債権管理条例（令和 5 年大船渡市条例第 1 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

1 放棄した債権の内容

債権の名称	人数 (人)	件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 (適用号)	所管部署
市営住宅使用料	1	78	462,600	生活困窮 (第1号)	都市整備部 住宅管理課
	1	136	941,340	消滅時効 (第3号)	
	1	30	424,630	行方不明 (第4号)	
	1	9	154,100	相続人不存在 (第5号)	
小計	4	253	1,982,670		
市営住宅駐車場 使用料	2	9	7,650	相続人不存在 (第5号)	
小計	2	9	7,650		
学校給食費	1	2	10,464	生活困窮 (第1号)	教育委員会事務局 北部学校給食センター
小計	1	2	10,464		
水道料金	2	10	199,474	破産免責等 (第2号)	上下水道部 水道課
	18	193	4,529,541	消滅時効 (第3号)	
	4	10	7,957	相続人不存在 (第5号)	
小計	24	213	4,736,972		
合計	31	477	6,737,756		

2 債権を放棄した日 令和8年3月31日

認定第 1 号

令和 7 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 2 号

令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 3 号

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 4 号

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 5 号

令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 6 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 7 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出
決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 8 号

令和 7 年度大船渡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 瀧 上 清

認定第 9 号

令和 7 年度大船渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度大船渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 1 号

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例について

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第96条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備をしようと
するものです。

大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」という。）の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。 (課税免除の適用) 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和8年3月31日までの間に、<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）</u>第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項又は第17条の5第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項又は第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって、認定日から令和8年3月31日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。	(趣旨) 第1条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）</u>附則第96条の規定による改正前の法（以下「旧復興特区法」という。）第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」という。）の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。 (課税免除の適用) 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和8年3月31日<u>（所得税法等の一部を改正する法律附則第72条第1項又は第80条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「旧震災特例法」という。）</u>第10条第1項又は第17条の2第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、令和10年3月31日）までの間に、<u>旧震災特例法</u>第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項又は第17条の5第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で<u>旧復興特区法</u>第37条第1項又は第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって、認定日から令和8年3月31日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課

改正前	改正後
	する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 1 号(大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 1 条	文言を整理するものである。
第 2 条	特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除の対象となる施設等の新設又は増設の期限の一部を、令和10年 3 月 31 日まで延長すること等を定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とし、改正後の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものである。

議案第 2 号

大船渡市 Y・S センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例
について

大船渡市 Y・S センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

浴室の再開が困難となったことを踏まえ、廃止しようとするものです。

大船渡市Y・Sセンター設置管理に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市Y・Sセンター設置管理に関する条例（平成3年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				
別表（第8条関係）				
区分	単位	利用料金		回数券 (11回券)
ヘルスプール	[略]			
浴室	1人1回	幼児（3歳以上）	100円	1,000円
		小学生		
		障害者		
		高齢者		
		一般	250円	2,500円
		(中学生を含む。)		
トレーニング ルームワーク センター	[略]			
[略]				
備考 [略]				

改正後				
別表（第8条関係）				
区分	単位	利用料金		回数券 (11回券)
ヘルスプール	[略]			
トレーニング ルームワーク センター	[略]			
[略]				
備考 [略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 (大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大船渡市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年大船渡市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大船渡市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年大船渡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号(大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

第1条(大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第6条	文言を整理するものである。

第2条(大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第5条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 4 号

令和 8 年度大船渡市一般会計補正予算（第 5 号）を定めることについて

令和 8 年度大船渡市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 5 号

令和 8 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）を定める

ことについて

令和 8 年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 6 号

令和 8 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）を定めることについて

令和 8 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 7 号

令和 8 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を定めること
について

令和 8 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める
ことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 8 号

令和 8 年度大船渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることについて

令和 8 年度大船渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 9 号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市末崎町字中森62番地 3

氏 名 熊 谷 玲 子

生年月日 昭和30年 1 月 27 日

学歴

昭和48年 3 月 岩手県立高田高等学校卒業

経歴

昭和48年 4 月 小島耳鼻咽喉科医院入職

昭和49年 3 月 小島耳鼻咽喉科医院退職

昭和50年 4 月 東海プロパン株式会社入社

昭和60年 3 月 東海プロパン株式会社退職

平成 6 年10月 東海タクシー株式会社入社

平成12年 5 月 東海タクシー株式会社退職

平成13年 4 月 就農

平成21年 2 月 農業経営改善計画の認定を受ける（平成31年 2 月まで）

平成28年 3 月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（1）認定農業者である個人

（2）認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

議案第10号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市盛町字木町1番地4

氏 名 金 野 たか子

生年月日 昭和27年6月27日

学 歴

昭和46年 3 月 岩手県立大船渡農業高等学校卒業

経 歴

昭和46年 4 月 立根保育園入職

平成27年 3 月 立根保育園退職

平成29年11月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）

議案第11号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町越喜来字肥の田3番地5

氏 名 及 川 孝 子

生年月日 昭和37年11月10日

学 歴

昭和57年 3 月 学校法人菅原学園仙台経理専門学校卒業

経 歴

昭和57年 6 月 株式会社ヤマサカ入社

平成元年 2 月 株式会社ヤマサカ退職

平成 2 年 7 月 有限会社大船渡総合運輸入社

平成 6 年 1 月 有限会社大船渡総合運輸退職

平成 6 年 3 月 有限会社鹿児島屋入社

平成 9 年 3 月 有限会社鹿児島屋退職

平成14年 4 月 就農

平成19年 4 月 一般社団法人大船渡市観光物産協会入職

平成23年 3 月 一般社団法人大船渡市観光物産協会退職

平成24年 8 月 有限会社三陸とれたて市場入社

平成26年11月 有限会社三陸とれたて市場退職

平成29年 4 月 一般社団法人大船渡市観光物産協会入職

令和 5 年 3 月 一般社団法人大船渡市観光物産協会退職

令和 5 年 3 月 大船渡市農業協同組合女性部副部長（現在に至る）

令和 5 年11月 大船渡市農地利用最適化推進委員（現在に至る）

議案第12号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市日頃市町字下鷹生54番地 1

氏 名 佐 藤 信

生年月日 昭和38年 2 月 18 日

学歴

昭和58年 3 月 岩手県立農業短期大学校卒業

経歴

昭和59年 4 月 農林水産省職員

平成21年 4 月 農林水産省食料産業局知的財産課審査官

平成24年 4 月 農林水産省生産局園芸作物課課長補佐

平成27年 4 月 復興庁福島復興局参事官

平成29年 4 月 農林水産省東北農政局生産部生産振興課長

令和 2 年 4 月 農林水産省東北農政局地方参事官

令和 5 年 3 月 農林水産省退職

令和 5 年 4 月 就農

令和 5 年 5 月 農業経営改善計画の認定を受ける（現在に至る）

令和 5 年11月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）

議案第13号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町吉浜字上野114番地

氏 名 岡 崎 賢 治

生年月日 昭和31年9月12日

学 歴

昭和50年 3 月 岩手県立大船渡工業高等学校卒業

経 歴

昭和50年 4 月 新日本製鐵株式会社入社

昭和53年 4 月 新日本製鐵株式会社退職

昭和53年 4 月 総武自動車整備工場入社

昭和56年 3 月 総武自動車整備工場退職

昭和56年11月 盛岡いすゞモーター株式会社入社

昭和59年 3 月 盛岡いすゞモーター株式会社退職

昭和59年 4 月 村上モータース入社

昭和62年 3 月 村上モータース退職

昭和62年 4 月 就農

昭和62年 4 月 西村自動車整備工場入社

令和 6 年 2 月 西村自動車整備工場退職

議案第14号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所	大船渡市猪川町字下権現堂109番地 6 千葉貸家 3 号
氏 名	今 井 泰 子
生年月日	昭和54年12月10日

学 歴

平成22年 3 月 東京芸術大学大学院博士課程修了

経 歴

平成22年 4 月 株式会社M. R. B トレーディング入社

平成22年 9 月 株式会社M. R. B トレーディング退職

平成22年12月 ピーエス株式会社入社

平成28年10月 ピーエス株式会社退職

平成28年11月 医療法人学而会木村病院入職

令和 3 年 3 月 医療法人学而会木村病院退職

令和 3 年 4 月 鹿児島県肝属郡錦江町会計年度任用職員

令和 4 年 3 月 鹿児島県肝属郡錦江町会計年度任用職員任期満了

令和 4 年 5 月 一般社団法人陸前高田市観光物産協会入職

令和 4 年12月 一般社団法人陸前高田市観光物産協会退職

令和 5 年 1 月 株式会社海楽荘大船渡温泉入社

令和 5 年 3 月 株式会社海楽荘大船渡温泉退職

令和 5 年 5 月 株式会社フロムゼロ入社

令和 5 年 8 月 株式会社フロムゼロ退職

令和 5 年11月 株式会社ツルハ入社

令和 6 年 3 月 株式会社ツルハ退職

令和 8 年 4 月 就農

令和 8 年 7 月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）

議案第15号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市日頃市町字下甲子26番地

氏 名 鈴木 力 男

生年月日 昭和34年11月15日

学 歴

昭和53年 3 月 岩手県立大船渡農業高等学校卒業

経 歴

昭和53年 3 月 大船渡市農業協同組合入組

平成28年 2 月 大船渡市農業協同組合退職

平成28年 3 月 就農

平成28年 9 月 農業経営改善計画の認定を受ける（現在に至る）

平成29年11月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）

議案第16号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町吉浜字大野105番地2

氏 名 菊 地 久 寿

生年月日 昭和45年10月13日

学歴

平成7年3月 東京都立松沢看護専門学校卒業

経歴

平成元年4月 ホンダエンジニアリング株式会社入社

平成3年12月 ホンダエンジニアリング株式会社退職

平成7年4月 東京慈恵会医科大学附属病院入職

平成10年3月 東京慈恵会医科大学附属病院退職

平成10年4月 岩手県医療局職員

平成26年3月 岩手県医療局退職

平成26年4月 就農

平成28年4月 社会福祉法人愛生会障がい者支援施設吉浜荘入職（現在に至る）

平成30年4月 岩手県農業共済組合東南部地域センター共済部長（現在に至る）

平成30年10月
 大船渡市農地利用最適化推進委員
 令和5年11月

令和2年11月 基本構想水準到達者として認定農業者に準ずる者となる（現在
 に至る）

令和5年11月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）

議案第17号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市立根町字細野4番地72

氏 名 細 谷 知 成

生年月日 昭和51年5月14日

学 歴

平成11年 3 月 順天堂大学スポーツ健康科学部卒業

経 歴

平成11年 4 月
 〽 大船渡市臨時職員
 平成12年 3 月
 平成12年 7 月
 〽 大船渡市臨時職員
 平成12年 9 月
 平成12年10月
 〽 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会臨時職員
 平成13年 3 月
 平成13年 4 月 大船渡市職員
 平成26年 2 月 家族経営協定を締結する（現在に至る）
 平成26年 3 月 大船渡市退職
 平成26年 4 月 就農
 平成27年 4 月 大船渡市農業振興対策協議会委員（現在に至る）
 平成28年 2 月 青年等就農計画の認定を受ける（現在に至る）
 平成29年 1 月
 〽 J Aおおふなとピーマン生産部会副部長
 平成30年12月
 平成29年11月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）
 平成30年 5 月
 〽 大船渡市農業協同組合理事
 令和 3 年 5 月
 平成31年 1 月 J Aおおふなとピーマン生産部会長（現在に至る）
 令和 3 年 5 月 農業経営改善計画の認定を受ける（現在に至る）
 令和 6 年 5 月 大船渡市農業協同組合理事（現在に至る）

議案第18号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町越喜来字東上甫嶺66番地

氏 名 中 村 亨

生年月日 昭和32年4月3日

学歴

昭和51年 3 月 岩手県立大船渡農業高等学校卒業

経歴

昭和51年 4 月 就農

平成 8 年 9 月 農業経営改善計画の認定を受ける（現在に至る）

平成14年 3 月 大船渡市農業協同組合総代（現在に至る）

平成14年 3 月 大船渡市農業協同組合運営委員（現在に至る）

平成29年11月 大船渡市農業委員会委員（現在に至る）

令和 4 年 1 月 大船渡市認定農業者の会会長（現在に至る）

令和 8 年 4 月 大船渡市農業協同組合酪農部会長（現在に至る）

議案第19号

大船渡市教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市盛町字御山下1番地11

氏 名 小 松 伸 也

生年月日 昭和31年1月4日

学歴

昭和54年 3 月 国士舘大学政経学部卒業

経歴

昭和56年 4 月 雫石町立大村小学校教諭

昭和62年 4 月 住田町立世田米小学校教諭

平成 4 年 4 月 大船渡市立赤崎小学校教諭

平成 9 年 4 月 大船渡市立盛小学校教諭

平成12年 4 月 安代町立浅沢小学校教頭

平成15年 4 月 大船渡市立盛小学校教頭

平成17年 4 月 大船渡市教育委員会事務局学校教育課課長

平成20年 4 月 奥州市立胆沢愛宕小学校校長

平成24年 4 月 大船渡市立盛小学校校長

平成26年 4 月 大船渡市立第一中学校校長

平成28年 3 月 退職

平成28年 4 月
 大船渡市立博物館館長

平成29年 9 月

平成29年10月 大船渡市教育委員会教育長（現在に至る）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議案第20号

大船渡市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年9月4日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市盛町字下館下7番地46

氏 名 村 谷 志 保

生年月日 昭和50年4月7日

学 歴

平成10年 3 月 弘前大学教育学部卒業

平成27年 3 月 弘前市医師会看護専門学校看護学科卒業

経 歴

平成10年 4 月 株式会社ソユー入社

平成10年12月 株式会社ソユー退職

平成11年 1 月 弘前大学教育学部附属養護学校講師

平成11年 3 月 弘前大学教育学部附属養護学校講師任期満了

平成11年 4 月 青森県立八戸第二養護学校講師

平成14年 3 月 青森県立八戸第二養護学校講師任期満了

平成14年 4 月 青森県立森田養護学校講師

平成15年12月 青森県立森田養護学校講師退職

平成17年 4 月 青森県立弘前第一養護学校講師

平成18年 3 月 青森県立弘前第一養護学校講師任期満了

平成21年10月 弘前市立図書館臨時職員

平成22年 3 月 弘前市立図書館臨時職員任期満了

平成22年 4 月 医療法人元秀会弘前小野病院入職（看護助手）

平成23年 3 月 医療法人元秀会弘前小野病院を看護実習のため退職

平成24年 3 月 津軽保健生活協同組合健生病院入職（准看護師）

平成26年 5 月 津軽保健生活協同組合健生病院を看護実習のため退職

平成27年 4 月 気仙沼市立病院入職（看護師）

平成28年12月 気仙沼市立病院退職

平成29年 2 月 医療法人勝久会入職

平成30年10月 大船渡市教育委員会委員（現在に至る）

平成31年 3 月	医療法人勝久会退職
平成31年 4 月	訪問看護ステーションさくら入職
令和元年12月	訪問看護ステーションさくら退職
令和 2 年 4 月	特定非営利活動法人さんりく・こすもす入職
令和 5 年 8 月	特定非営利活動法人さんりく・こすもす退職
令和 5 年10月	社会福祉法人清風会特別養護老人ホームあいぜんの里入職（現在に至る）

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和 8 年 9 月 4 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

記

住 所 大船渡市猪川町字中井沢46番地22

氏 名 三 浦 和 士

生年月日 昭和26年11月 5 日

学歴

昭和45年 3 月 岩手県立大船渡高等学校卒業

経歴

昭和45年 4 月 大船渡市職員

平成 3 年 5 月 大船渡市農林課係長

平成 6 年 4 月 気仙地区衛生処理組合係長

平成 8 年 4 月 大船渡市下水道事業所係長

平成10年 4 月 大船渡市市民生活課課長補佐

平成11年 4 月 大船渡市生活福祉部市民生活環境課課長補佐

平成12年 4 月 大船渡市都市環境整備部都市計画課課長補佐

平成14年 4 月 大船渡市都市整備部都市計画課課長補佐

平成17年 4 月 大船渡地区環境衛生組合事務局長

平成19年 4 月 大船渡市農業委員会事務局事務局長

平成22年 4 月 大船渡市生活福祉部国保年金課課長

平成23年 4 月 大船渡市都市整備部都市計画課課長

平成24年 3 月 退職

平成24年 4 月 社会福祉法人成仁会入職

平成31年 3 月 社会福祉法人成仁会退職

平成31年 4 月 協同組合日本財務振興センター入職

令和元年12月 民生委員・児童委員（現在に至る）

令和 3 年 8 月 協同組合日本財務振興センター退職

令和 4 年12月 猪川地区民生児童委員協議会会長（現在に至る）

令和 7 年12月 大船渡市民生児童委員協議会会長（現在に至る）

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第 9 条 人権擁護委員の任期は、3 年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。